

不当な偏見や差別、いじめ等の



被害に遭った方へ



人権に関する相談窓口



☎ みんなの人権 110 番

0570-003-110 (平日 8:30~17:15)

☎ 子どもの人権 110 番

0120-007-110 (平日 8:30~17:15)

☎ 外国語人権相談ダイヤル

(Foreign-language Human Rights Hotline)


0570-090911 (平日 9:00~17:00)

📄 インターネット人権相談受付窓口

<https://www.jinken.go.jp/>



1人で悩まず、
気軽にご相談ください

 新潟県・新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会
(新潟県・新潟地方法務局、新潟県人権擁護委員連合会、新潟市)

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮のお願い

最近、大変残念なことに、県内でも、感染した方と同じ施設を利用していた方が職場でいじめに遭うなどの事例が起きており、新型コロナウイルスに感染した方やその濃厚接触者、そして医療従事者をはじめとした対策に携わっている方々などに対して、インターネット・SNS上における誹謗中傷、様々な場面での心ない言動が見受けられます。

新型コロナウイルスを理由とした差別や偏見、いじめなどの行為は、決して許されないことです。

このようなことが起きると、感染を疑われる症状が出ても、検査のための受診や、保健所への正確な行動歴・濃厚接触者の情報提供をためらってしまうなど、逆に感染を拡大させてしまうことになりかねません。

まずは、国や県などの公的機関が発信する正確な情報を入手し、不確かな情報は広めないなど、冷静な行動をとっていただきたいと思います。

そして、人権侵害につながる差別や偏見、いじめなどは決して行わないでください。

一刻も早い感染の収束に向けて、県民一丸となって、この危機を乗り越えていきましょう。引き続き、県民の皆様のご協力をよろしく申し上げます。

令和2年4月17日

新潟県知事 花角 英世